

---

---

## 令和3年度沖縄県行財政改革懇話会

---

---

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い従来の会議を書面会議へと変更し、議題等について各委員からの質疑・意見について、回答を行った。

議 題：

議題1 「沖縄県行政運営プログラム」に係る令和2年度実績及び令和3年度実施計画について

議題2 新たな行財政改革プラン策定方針について

質疑・意見提出者：

〔沖縄県行財政改革懇話会委員〕

佐藤 学 委員（会長）	大城 郁 寛 委員
照屋 兼 一 委員	三刀屋 淳 委員
平良 珠 代 委員	小林 文 彦 委員
富原 加奈子 委員	石原 地 江 委員
大城 勉 委員	東盛 政 行 委員
高宮城 克 委員	安里 哲 好 委員
平良 斗 星 委員	川越 雄一郎 委員
下地 イツ子 委員	

計15名

回 答 者：事務局（沖縄県総務部行政管理課他関係課）

配布資料：

- ・資料1 沖縄県行政運営プログラム進捗管理表 令和3年5月（議題1関係）
- ・資料2 第9次行財政改革プラン策定方針 令和3年5月（議題2関係）

### 【委員からの質疑・意見及び事務局からの回答】

議題1 「沖縄県行政運営プログラム」に係る令和2年度実績及び令和3年度実施計画について

※質疑・意見交換等については、実施項目ごとに構成しています。

### ○実施項目1「情報の伝わり方を重視した広報の確立」について

（佐藤 会 長）

質問①

取組 1、取組 2 が目標値を大きく上回る実績値になったことは、コロナ禍での県情報への需要の高まりを示すと考えます。その意味で、県の情報発信に関する満足度はどうだったのか、モニター調査等を取り入れる必要はないでしょうか。

質問②

取組 3 の出前講座の実件数は何回だったのか、オンライン開催をしたのかなどの実態を見られる情報が欲しいところです。

(事務局)

回答①

現在、モニター調査等は実施しておりませんが、県政広報に関して、日頃から県民等から様々なご意見、ご指摘をいただいております。随時改善に取り組んでいるところです。

昨年度は県公式HPに関して新型コロナウイルスに関する情報へアクセスしにくいとのご意見に対し、関連情報をまとめた特設ページを開設するなど、利用者視点に立った見直しを行いました。

今後、より満足度の高い県政情報発信のため、ご提案いただいたモニター調査等の導入も検討して参りたいと思います。

回答②

令和 2 年度の県政出前講座は19回開催され849名の方々が参加し、そのうちオンライン開催は3回でした。次年度報告からは、開催実績（オンライン開催回数含）についても実績として報告いたします。

## ○実施項目 2 「行政データ活用の促進」について

(佐藤会長)

コロナ禍対策のオンライン申請が進んだとのことですが、その実態を示すために、指標を見直す必要があるように思います。また、これも実施項目 1 と同様、改善点を見いだす調査が必要と考えます。新たな行政需要が突如発生したので、評価の継続性を維持することが難しいとは思いますが、満足度調査が必要ではないでしょうか。

(事務局)

現行の行財政改革プランの運営においては、計画期間中における指標・目標値の見直しは想定されておりませんが、県としましては、指標・目標値だけでなく実績値を踏まえたうえで、更なる利用件数の増を目指して取り組んでいくこととしております。

改善点につきましては、オンライン化された各手続を所管する関係課へのヒアリング等を行い把握しております。本年度は、ヒアリング内容をもとにシステム画面の刷新を行い、ユーザの利便性向上を図ったところです。今後も関係課ヒアリング等による改善点の把握・対応に努めてまいります。

(平良斗星委員)

この取組内容に対する、アウトプットが順調であることにはしっかり結果が出ている旨素晴らしいことと評価します。

ここでのリクエストですが、この取組みに加えてほしいことがございます。

当取組は【官民データ活用推進計画】に基づくものと承知していますが、ここには他にも想定している事業として

1. 国や自治体によるオープンデータの取組みを推進する
2. 多様な分野において横断的に官民データを活用できる基盤を整備する

との記述がございます。

そろそろ、この項目にも目標設定をしていただき、取組みを進めていただきたくお願い申し上げます。

効果としては今後も行政当局だけでは実行しにくい公益分野とに官民協働で取り組むプラットフォームになりと確信しております。

是非オープンデータの官民での活用推進を進めてほしいと考えています。

例えば、<http://www.kodomo-mirai.okinawa>

というサイトがありますが、ここで扱っている施策データは、近年の我が県の重要テーマである子どもの貧困問題に関して極めて有用なデータとも言えます。民間で調べるとそれだけで膨大なコストが掛かりますが、このデータをデータベース構造をもったまま研究者に提供できるとコスト削減含め大きな効果があると考えます。

このように沖縄県の持っている様々なデータの活用をぜひ進めていただきたいと思います。

(事務局)

県においては、オープンデータの重要性を踏まえ、庁内保有データのオープンデータ化の推進、市町村における取組の促進等に取り組んでいるところです。同取組については、いただいたご意見を参考に、今後更なる拡充を検討してまいります。

また、令和4年度中の策定が予定されている、次期行財政改革プランにおいては、オープンデータ化の推進等に係る取組の追加を検討してまいります。

### **○実施項目3「県財政情報の公表」について**

(三刀屋委員)

令和3年3月に令和元年度(平成31年度)決算「沖縄県の財務書類」(概要版)が公表されています。この概要版について、令和元年度から「沖縄県の財務書類(一般会計等)のポイント」として、貸借対照表、行政コスト計算書及び純資産変動計算書類等の前年度比較分析をコンパクトに一覧できるよう工夫されています。県民への情報提供の充実の観点からは取組の成果として評価できると考えます。

令和元年度の総務省の地方公会計の推進に関する研究会報告書では、固定資産台帳および財務書類の作成・更新の着実な推進と資産管理や予算編成等における公会計情報の活用を期待するとされています。また、財務書類作成の早期化、財務書類を活用

した事業別セグメント分析の推進も検討課題として挙げられています。国や他団体の動向を参考にしながら、公会計情報の活用と県民への情報提供の更なる充実を期待します。

(事務局)

令和3年3月に公表した令和元年度(平成31年度)決算「沖縄県の財務書類」(概要版)では、決算のポイントをより分かりやすく1枚にまとめた頁を追加したところがあります。

引き続き、固定資産台帳及び財務書類の作成更新の着実な推進等に取り組むとともに、より分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、公会計情報の活用と県民への情報提供の更なる充実のため、財務書類の作成時期や事業別セグメント分析等に関しては、総務省の研究会や他団体の動向について、情報収集してまいります。

#### ○実施項目4「公の施設のあり方見直し」について

(佐藤会長)

それぞれ、全く異なる公の施設のあり方の見直しを、ひとまとまりの達成度で表すという構図が、分かり難いように思います。2020年の実績値とは、何を意味するのでしょうか? 4施設が取組終了であることは分かりますが、この実績値「4施設」は、何を意味するのでしょうか?

(事務局)

本項目では、公の施設のあり方や管理方法について、民間事業者や市町村との適切な役割分担の観点も踏まえ、検証・見直しを行うこととしております。2020年の実績値とは、対象となる7施設の公の施設について、それぞれの課題に対するあり方や管理方法について検証・見直しを実施した施設数となっております。残る3施設については、引き続きそれぞれのあり方や管理方法について検証・見直しを行い、令和3年度中に終了する計画となっております。

#### ○実施項目5「市町村への権限移譲の推進」について

(東盛委員)

2020年度の実績内容で小規模町村を含む概ね10市町村以上に権限を移譲している水道法、農地法、旅券法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく事務について積極的に取り組むとしているが、取組の効果では、水道法の事務移譲の進捗状況についてどのようになっているのか。

(事務局)

各移譲事務の担当課による説明の場として実施している「年次推進項目に係る市町村説明会」のほか、薬務衛生課が実施している水道担当課長会議において水道法に基づく事務の移譲について市町村に対する情報提供や働きかけを行っているところですが、令和2年度における水道法に基づく事務の移譲実績はありません。

現プログラム期間中における水道法に基づく事務の移譲状況は、平成30年度の1件（本部町）のみとなっており、当該1件を加え、全体として13町村に権限を移譲しているところ（11市は法定移譲）。

町村への移譲が進まない理由として、移譲対象事務に係る事業を行っていない町村があることや、水道担当者が1名又は少人数でかつ業務を複数受け持つなど事務処理体制が弱く、移譲による事務の増加に対応することが困難な町村が多いことが要因としてあげられますが、受入体制を整えば移譲を受けたいと希望している町村があることから、引き続き協議を継続していきたいと考えております。

## ○実施計画6「指定管理者制度の運用強化」について

（佐藤会長）

満足度調査の実績値が改善され高いことは、歓迎すべき結果です。

ホームページで確認しましたが、評価（S～C）の基準を本欄にも記載する方が分かり易いと考えます。

（事務局）

2020（R2）実績欄に記載のある評価（S～C）は、総合評価となっております。総合評価は、項目別に①利用状況、②満足度、③財務状況、④重点取組事項の実績値を基に評価を行い、当該評価に点数を付し、その合計点が40点以上の場合S、25点以上の場合A、10点以上の場合B、10点未満の場合はCとしております。項目別の基準及び点数は次のとおりです。

①利用状況（目標に対する達成率）

S：110%以上（20点）、A：100%以上・110%未満（10点）、B：80%以上・100%未満（0点）、C：80%未満（-10点）

②満足度（サービスの質の評価における各項目の平均値）

S：90%以上（20点）、A：80%以上・90%未満（10点）、B：70%以上・80%未満（0点）、C：70%未満（-10点）

③財務状況（収益率…事業収支/収入合計）

A：0%以上（5点）、B：-5%以上・0%未満（0点）、C：-5%未満（-5点）

④重点取組事項（目標に対する評価）※利用促進、自主事業等から施設ごとの課題に応じて設定

S：目標を大きく上回る（10点）、A：目標を概ね達成（5点）、B：目標を下回る（0点）、C：目標を大きく下回る（-5点）

なお、当該評価基準については、スペースの都合上、進捗管理表に記載できないた

め、県総務部行政管理課のホームページに掲載している「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」P27を参照いただきたいと思います。

## ○実施項目7「公社等外郭団体の健全な運営の確保」について

(石原委員)

成果指標の立て方について、PV（ページビュー）の数だけで成果が図れているのか疑問に思った。次期のプランではもう少し指標を図りやすく設定してはどうか。

(事務局)

当該成果指標につきましては、公社等に関する情報公開の推進を図る観点から、県民が情報を入手する指標としてより適切なものと考えて設定したところではあります。が、ご指摘も踏まえ、次期プランにおいて検討していきたいと考えております。

(東盛委員)

新型コロナウイルス感染症拡大によって事業運営に影響があると見られる公社等外郭団体について県はどのような支援や対策・指導を行ってきたのか明らかにされたい。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う取組につきましては、各公社等を所管する部局において、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けた事業者等に対する支援事業における緊密な連携、新型コロナウイルスに関する情報の共有、事業の円滑な実施に関する助言等を行うと共に、公社等の指導監督要領に基づく指導監督を行ってきたところです。

県としましては、引き続き、各公社等との緊密な連携及び適切な指導監督に務めていきたいと考えております。

## ○実施項目8「特別会計事業の適正な運営」について

(佐藤会長)

計画された経営戦略策定が終わったこと、黒字会計が100%であることは望ましい結果でしょうが、目標値と実績値が全て100%で、指標として相応しいのでしょうか。改善目標となる、あるいは、将来的な課題を示すような目標値設定ができないでしょうか。

(事務局)

目標値については、当行政運営プログラム策定時に懇話会に諮り、了承されたものとなっております。

成果指標については、実施項目の達成状況を評価しやすいよう定量的に示したもの

ですが、より分かりやすい新たな指標の提案があれば、設定の経緯を踏まえつつ、引き続き検討していきたいと考えております。

## ○実施項目9「契約事務の情報公開の推進」について

(照屋兼一委員)

(1) 昨年、当職が、「随意契約ガイドライン」や「随意契約の適用基準(44類型)」の定める基準を満たしていないのに、随意契約が締結されてしまっていたという実例が過去にあるかと質問したのに対し、「昨年度の定期監査において、随意契約とした根拠が適切でなかったのと指摘が1件あった」との回答がなされたが、それ以降現時点までにおいて、基準を満たしていない随意契約が締結されてしまったという実例が発生したか。

(2) 発生したという場合、そのような基準を満たしていない随意契約が締結されたしまったという理由。

(事務局)

令和2年度定期監査(令和元年度執行分)において、随意契約ガイドラインに反して契約を締結した、といった指摘は受けておりません。

なお、令和3年度定期監査(令和2年度執行分)については、監査委員事務局にて取りまとめ中であります。

## ○実施項目10「組織の見直し及び定員の適正な管理」について

(佐藤会長)

定数管理が出来ていて、なおかつ新型コロナウイルス感染症対応の追加人員配置が実施されたとの結果は、喜ばしいですが、人員は本当に足りているのでしょうか。定員管理について、削減重視からの転換が必要な時期ではないかという議論が、今後は必要ではないでしょうか。

(事務局)

平成29年度に策定した沖縄県定員管理基本方針では、沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく自立型経済の構築等に向けた歩みを緩めることなく、新規事業への対応や執行率の向上など、旺盛な行政需要に応えるため、必要な定数を柔軟に配置することとする一方、行財政改革も引き続き行う必要があることから、総人件費に影響する「定員」を管理することとし、平成29年度の定員等を基に基準定員を定め、令和3年度まではこれを維持することとしています。

また、方針では、全国規模のイベント等の時限的または臨時的に発生した事務で、スクラップ・アンド・ビルドによる対応が不可能な分については、基準定員とは別枠で管理することとして、柔軟な対応ができるようにしているところです。

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応につきましては、業務量の増加に伴い必要な人員を随時追加配置しており、令和3年6月29日現在で、本務職員44人（うち別枠管理32人）を配置したほか、兼務職員についても177人を配置してたところです。

その他にも保健所業務や宿泊療養施設の対応のため、任期付き職員70人、会計年度任用職員9人を配置しており、引き続き必要な体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

定員管理につきましては、現状も踏まえ、これまでの取組の検証や課題の整理を行いながら、引き続き適正な定員管理に取り組んでいきたいと考えております。

### ○実施項目11「県立看護大学の効率的な運営」について

（佐藤会長）

過去にも議論があったと思いますが、4年間の計画で1年過ぎれば25%という実績値が適切か、疑問に感じます。数値で示す意味は薄いのではないかと。

（事務局）

法人化の作業は、平成30年度から令和3年度までの4年間で完了する予定であることから、各年度の進捗率を25%と設定しています。

今年度は最終年度であることから、令和4年4月の公立学校法人移行に向け、関係機関と調整・協議を行うとともに、中期目標案の審議を行う等作業を行っているところです。

### ○実施項目12「県立芸術大学の効率的な運営」について

（佐藤会長）

公立大学法人への移行が完了すること、望ましい結果と思います。

評価委員会の位置付けに関して質問ですが、この委員会は、公立大学法人移行後も継続する、という理解で宜しいでしょうか。評価欄の記載からは、そのように読み取れますが、2021年度の活動指標に開催回数がありません。

（事務局）

令和3年度以降も評価委員会は存続しますが、行政運営プログラム進捗管理表の成果指標に掲げる「公立大学法人への移行」は達成したことから、進捗管理表の「2021(R3)実施計画」における活動指標は記載しておりません。

なお、評価委員会は、地方独立行政法人法の規定に基づき、令和4年度以降に公立大学法人沖縄県立芸術大学の業績評価等を行う予定です。

### ○実施項目13「業務プロセスの見直し」について

(富原委員)

業務プロセスの見直しや業務見える化シートの導入による改善事例について順調に推進されている事は大変良いと思います。

具体的には、文書の收受等、通知文の施行等、車両燃料費の契約等、一部の事例が効果の欄に表示されていますが、22件の実績値について件数のみの表示になっているのでぜひ、どのような改善がなされどのような効果が得られたのかをご報告いただければと思います。

また、効果を含めた本改善実績について、庁内では共有されていますでしょうか。

ぜひ共有して、次の改善へのヒントとモチベーションにつなげていただければと思います。一時的な目標ではなく、成功体験を通しての改善風土を創り上げていくことが組織として大変重要だと思います。

(事務局)

業務プロセスの見直しについては、文書の收受等、車両燃料費の契約、会計年度任用職員に係る所得税還付金支払い方法のほか、議事録等の書き起こし、県税事務所窓口業務委託、タクシーチケットの一括契約などについて、ICT化、委託化、スリム化等を図ることにより、業務負担軽減や事務の効率化が図られています。

業務見直しの対象業務は、全庁に影響を及ぼものを選定しているため、業務見直しを実施した22件については庁内で共有されており、広範囲の職員の負担軽減につながっております。

(石原委員)

見える化シートのようなツールを組織的に共有すると、課題発見や新たな改善への着眼として非常に有効と思うので継続してほしい。研修は動画を活用したことで、一定の成果があるようだが、リアルで学べない部分を補う意味でも、今後は研修の後に意見交換を行うためのグループ討論の時間を設けてみてはどうだろうか。学んだことを話し合うことで、うわべだけでなく目的の理解や新たな発見にもつながると思う。

(事務局)

業務見える化シートは、課題発見や新たな改善などで有用なツールである一方で、全職員が作成するものとなっているため、職員の業務負担が大きいという課題があります。今後、最適な方法を検討していきたいと考えております。

研修について、従来御提案のあるグループ討議も含めた集合型研修を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、動画研修を行っているところであります。

現在の状況が落ち着き、従来型の研修が実施できるようになったときには意見交換を行える時間を設けたいと思います。

## **○実施項目14「働き方改革と職場環境の整備」について**

(小 林 委 員)

- ① 全ての項目に言えることだが、成果指標の「2021年度目標値」は本プログラム制定時（2018年3月）に定めた年度目標値を変更せずにそのまま使用している。

特に、本項目では「在宅型テレワーク等実施者数」が昨年度は2,868人であったのに、今年度の目標値が（初回制定時の）「400人」と記載されている。

また、「月60時間を超える時間外勤務を行う職員数」は昨年度の実績値1,437人から6割減の「549人以下」と記載されている。

コロナ禍の現状を鑑みて、上記の今年度目標値が実情に即していないことは火を見るよりも明らかで、なぜ年度目標値を修正しないのか疑問を感じる。

社会情勢の急激な変化により、取組内容や目標値を随時更新することは当然であり、年度目標値は実現可能な数値に見直してしかるべきである。

- ② 項目3・4にある「相談会や研修」について、昨年度はコロナウィルスが理由で開催を見送っているが、これこそオンラインで開催できるものではないか？

働き方改革に必要な施策であれば、コロナを理由に取り止めてはいけない。

(事 務 局)

- ① 沖縄県行政運営プログラムでは、全取組において、当該目標値については、恣意的な変更を防ぐ観点から、プログラム実施期間中途で見直しを行わない（増加・減少させない）こととしております。

今回はコロナ禍の影響により、実績に即していない目標値となっておりますが、目標値だけでなく実績値を踏まえたうえで、状況の改善を目指して取り組んでいくこととしております。

次期プラン（第9次行財政改革プラン）では、状況に応じ、プログラム実施期間中途でも目標値の修正が行える方法を取り入れられないか検討したいと考えております。

- ② 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「相談会や研修」の開催を見送ったところですが、令和3年度におきましては、育児休業中又は育児休業の取得を検討している職員を対象に、復職後のキャリア形成や仕事に関する不安・悩み軽減や男性職員の育児休業取得率向上を目的とした「育児休業中職員等のための相談会」等について、オンライン開催を含めた実施を予定しております。

(富 原 委 員)

- ① コロナ禍で増加した業務量を抱えての取組みが大変難しい項目だと思います。しかし、「在宅型テレワーク等の導入」等、目標40人に対し、2,868人の実績値を上げるなど、コロナ禍であるがゆえに推進された事例もあり、ぜひ、厳しい環境の中だからこそ可能となる、コロナの前に戻る事のない、根本的な改善に取り組んでいただきたい。

- ② 「時間外勤務の縮減」の実施計画として、

- ・ 定時退庁を促す記事を県庁内の掲示板に掲載
- ・ 県庁ライトダウンの実施と職場巡回・定時退庁呼びかけ

・時差通勤の就業時刻に合わせた退庁チャイム  
等が記載されているが、どれも時間外がなぜ発生しているのかの根本原因の改善策ではない。また、時間外が多く発生している状況下ではおのずと年次有給休暇の取得もにぶってくる。

上限を超えた職員がいる所属長が原因と改善方法を検証するというよりも組織そのものの、根本的な改善策に取り組んでいただきたい。

③ 「女性管理職の登用拡大」の対応策として、

- ・女性職員を対象とした研修の実施
- ・女性職員向け相談会の開催

等があげられているが、時間外勤務が多い事が課題だったり、登用に尻込みする女性の意識の低さの問題ではなく、たとえ相談したとしても改善されない、家庭と両立するのが難しい、職場環境そのものが大きな課題であるケースが多い。

女性管理職の登用が拡大できた組織は、だれもが働きやすい生産性の高い組織であり、これをめざすためにも、まずは根本の原因を追究し、改善計画に盛り込んでいただきたい。

(事務局)

① 委員のご指摘のとおり、在宅型テレワーク等の導入については、職員の仕事と私生活の両立に向けた働き方改革の一つとして始まった取組ではありますが、コロナ禍により、感染対策としても在宅型テレワーク等へ需要が高まっております。引き続き、職員が働きやすい環境整備を推進するとともに、県民サービスの低下を招かないよう公務運営との両立をどのように図っていくか、業務の見直しも含め取り組んで参ります。

② 時間外勤務の縮減につきましては、ご指摘のあった取組に加え、今般のコロナ禍において業務量が増加した部署への職員の兼務発令や臨時的任用職員等の採用の強化、業務継続計画による業務の見直し等を行う等の改善策に取り組んでいるところで

す。  
今後も時間外が発生した要因等を検証し、改善に向けた取組を検討していきたいと考えております。

③ 女性職員の活躍推進におきましては、女性職員の職域拡大やマネジメント能力育成研修等の取組だけではなく、個々の職員がワークライフバランスを確保し、性別に関わらず仕事においても私生活においても役割を担い、生活を充実させることが肝要であると考えております。それを念頭に、他の働き方改革や職場環境整備の各種取組と併せて取り組んでまいります。

(大城 勉 委員)

新型コロナウイルス感染症の対応で時間外勤務が計画を超えて「やや遅れ」となっているが、緊急性があり予見できない業務の対応結果であることから、この超過勤務部分を本来の業務から除いて評価すべきではないのか。

昨年 of 豚熱 (CSF) 対応も同様である。

(事務局)

緊急性があり予見できない業務である新型コロナウイルス感染症の対策については、財政や組織等、多くの分野・部局に関わることから、通常の業務と区別して把握することは現状として困難です。しかしながら、時間外勤務の縮減は職員の健康の増進や福祉の向上を図る観点から重要な課題であると認識しており、今後も縮減に向けた各種取組を行ってまいります。

(大 城 勉 委 員)

令和3年度実施計画についての「働き方改革と職場環境の整備」の時間外勤務縮減の取組の件。

定時退庁を促す為の周知として、チャイムの鳴動を行うが、チャイムではなかなか伝わらない部分もある。加えて週2回程度(水と金)各々2回程度(お昼と退庁時)庁内放送してはどうか。

(事 務 局)

令和3年度より、定時退庁を促すチャイムの鳴動に加え、毎週水曜日のノー残業デーに合わせ、毎日の終礼の実施や時間外勤務の事前命令の徹底などについて、玉城知事自らが職員に呼びかける庁内放送を実施しております。

職員が心身ともに健康であるためには、ワークライフバランスへの配慮が必要であり、今後も時間外勤務の縮減に向け、適切に対応していきたいと考えております。

## ○実施項目15「職員の健康管理の充実・強化」について

(東 盛 委 員)

過重労働対策の活動指標は2020年度の実績で面接対象者の健康状態確認が68.2%となっているが、これは項目番号14「働き方改革と職場環境の整備」の新型コロナウイルス感染症対策による職員の時間外労働との関連性があると思われる。成果指標の2020年度の健診結果における「要治療」判定者の病院受診割合における改善幅が▲16.4%は過剰な時間外労働によってメンタルヘルス等の要因となっているのであれば早急な対応策を講じるべき。

(事 務 局)

健康状態未確認者(309人)のうち、約7割(209人)が職員自身の未回答(面接への意思表示を行わなかった)となっており、今後は未回答者への個別通知を定期的の実施することで、確実な回答につなげてまいります。

令和2年度における「要医療」判定者の病院受診率は38.6%と、前年度より約4%増加しておりますが、目標値55%には達しておりません。引き続き、要医療者の受診についても、健康管理システムを活用し、所属長との情報共有を行うことでさらに受診勧奨に努めてまいります。

## ○実施項目16「教育委員会における働き方改革と職場環境の整備」について

(佐藤会長)

県立学校の教育職員の勤務時間が政策課題となっており、また、社会的にも関心が高い問題である中、その指標が入れられていない理由が知りたいです。「教育庁の職員」はありますが、学校教育職員の目標値、実績値が見られません。

(事務局)

平成31年度に全県立学校に勤務管理システムを導入し、教職員の客観的な勤務時間を把握して長時間勤務の縮減に努めている。本プログラムの成果指標設定時には、教職員の勤務管理は管理職による目視や自己申告等により行っていたことから設定を見送った経緯がある。新たに成果指標を設定する際には、県立学校職員の勤務管理について追加することを検討したい。

(下地イツ子委員)

緊急事態宣言発令による、在宅勤務は職場と違い勤務に従事する時間規制が見えないと感じます。タイムカードもないので、逆に在宅勤務で実質オーバーワークとなっていないか？の懸念があり、可能であれば今年度末の実績調査の際にはそこも含めた時間外勤務の調査も行ってはいかがか？

(事務局)

在宅勤務における時間外勤務については、取扱い(※)により認めていないことから、所属長は時間外勤務の命令を行っていない。

なお、在宅勤務を行う職員は、自宅での業務開始時及び終了時に電話等により所属長に報告を行うこととなっている。

※…沖縄県教育庁等職員における新型コロナウイルス感染拡大を防止するための在宅勤務の実施について(令和2年4月17日教育長決定)

### 5 実施方法

(8)在宅勤務を行う職員は、自宅での業務開始時及び終了時に電話等により所属長に報告を行う。

(9)在宅勤務での業務実績は、在宅勤務が終了した翌勤務日に所属長に報告を行う。  
なお、在宅勤務中の時間外勤務は認めない。

## ○実施項目17:「人事評価・研修等を活用した人材育成」について

(東盛委員)

2項の「多様な研修による職員の意識改革と能力開発」について、性的指向・性自認に関するハラスメント(いわゆる「SOGIハラ」)への差別や相談対応に必要な研修の実施、ジェンダー課題にも対応出来るよう継続的な研修の実施を行うべきではと思うが現状はどのようになっているか。

(事務局)

自治研修所において、新採用職員に対し男女共同参画社会に関する研修を実施するとともに、令和2年度は女性力・平和推進課においても、課長級及び一般職員を対象とした性の多様性に関する職員研修を実施し、性的指向・性自認に関する理解促進に取り組んでおります。

## ○実施項目18「内部統制機能の強化」について

(照屋兼一委員)

- (1) 現在、沖縄県において、例えば、コンプライアンス推進本部、コンプライアンス・アドバイザー委員会、コンプライアンス指導員、コンプライアンス・インストラクター等に類する組織や役職が、設置されているか。
- (2) 設置されているという場合は、その概要、構成メンバー等。
- (3) 設置されていないという場合は、設置の予定の有無。
- (4) 現在行われているリスクマネジメント研修、内部統制制度に係る研修では、具体的には、どのような内容の研修が、どれくらいの時間をかけて行われているのか。また、参加人数、人選方法等。
- (5) 新入職員のみを対象とした研修が、早い段階で実施されているか。
- (6) ハラスメント防止目的に特化した研修、講義等も実施されているか。

(事務局)

- (1)、(2)、(3)

本県においては、職員の法令遵守の徹底に向けた「沖縄県職員の職務行動規範」の周知などの取組を担当する職員は置いているが、組織や役職は設置されておりません。

- (4) 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、集合研修を中止し、受講を希望する全職員を対象とした動画視聴による研修を実施しました。

内部統制制度の研修では、内部統制制度の整備・運用に関することや沖縄県における内部統制制度に関する内容を、35分程度の研修用動画を用いて全職員を対象として研修を実施しました。

また、リスクマネジメント研修では、リスクマネジメントプロセスや、事例の紹介を含む45分程度の研修用動画を用いて全職員を対象として研修を実施しました。

研修後、受講者へアンケートの協力を求めたところ、内部統制研修では575名、リスクマネジメント研修では217名よりアンケートの回答がありました。

- (5) 新採用職員研修においては、4月上旬に行財政改革の取組と内部統制制度の研修を行っているところです。
- (6) 班長級職員を対象に、ハラスメントを起こさないための心構えや留意点、各ハラスメント定義やハラスメントに該当する具体的な言動等に関する研修を実施しており、令和3年度はオンライン研修を実施しております。

## ○実施項目19「職員提案・業務改善運動の実施」について

(佐藤会長)

提案制度の職員負担が、阻害要因になっていないか懸念します。業務の中の実践を、そのまま評価し、共有する方策を探る必要はないか？

(事務局)

職員の業務改善に対する意識は一人ひとりが業務を見直し効率よく遂行するために制度を利用する事が必要と考えております。日々の業務に加え今般のコロナウイルス感染症に係る行政需要が発生し、職員の業務負担が増えているのも事実です。今後は設定の経緯を踏まえつつ職員負担軽減に繋がる別の方法を模索し改善してまいります。

また、委員ご提案の「実践の共有」については今年度より、ひとり一改善運動における優良事例を庁内イントラネット上で共有する取組を行うこととしております。

## ○実施項目20「総務事務の効率化及び集中化」について

(佐藤委員)

実績値は刮目すべき結果です。多くのシステムが利用出来るようになっており、それらを吟味する能力が、今後は必要とされるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか。また、他給与以外の事務にどのように広げていくかの見通しを知りたいです。

(事務局)

総務事務システムの導入により、給与事務の集中化及び効率化について一定の効果が現れております。今後は各所属給与担当者の経験値や習熟度等の違いによって事務処理時間にばらつきが生じることがないように、各所属の予算管理を支援する帳票や機能の追加等、改善策を検討してまいります。

総務事務の集中化については、平成26年度に基本方針を策定し、給与事務や赴任旅費の支給等8点の目標を上げて取り組んできており、現時点で目標は達成されたと考えております。

給与以外の事務について、現時点で具体的な検討は行っておりませんが、各事務所管課から提案等があれば検討して行きたいと考えております。

## ○実施項目21「業務継続計画の策定等の推進」について

(佐藤会長)

県の策定率実績値が市町村の策定率より低い理由は何でしょうか？図上演習、実動

演習の実施できないことにより、計画策定が止まるのでしょうか？市町村との関係が、理解が難しいです。

(事務局)

業務継続計画の策定については、県と各市町村の役割がそれぞれ異なること、地域の実情に応じて策定する必要があることなどから、一律に策定率を比較することは難しいものと認識しております。

なお、策定率の違いについては、市町村が41あるのに対し、県は本庁と5つの圏域（北部、中部、南部、宮古、八重山）の計6つが対象となり、1件あたりの策定の有無が策定率に大きく影響することも理由の1つと考えられます。

また、沖縄県の業務継続計画の策定にあたっては、より実効性の高い内容とするため、圏域ごとに実施する図上訓練、実動訓練で得られた各地方本部の課題等を反映させることとしております。

(下地イツ子委員)

進捗状況が「やや遅れ」に関する評価で、「(宮古地方版において)会議は実施したものの、調整に時間を要している」とあるが、防災危機管理にしても、感染症対策にしても必要不可欠なものであることを鑑み、オンラインでの説明会や研修会なども活用しながら、早急な計画策定促進を望みます。

(事務局)

現場担当部局に対し、WEB会議等により丁寧に説明し、早期の策定につなげてまいりたいと考えております。

## ○実施項目22「県税収入の確保」について

(佐藤会長)

コロナ禍で目標達成が困難であることは理解出来ます。評価にある「徴収猶予の特例制度」が、いつまで運用されるのか、その先はどうなるのかの見通しが立たないと、目標を立てるのが困難と思われれます。激甚災害に等しい災厄が生じた際に、長期的な計画をどう見直すか、悩ましい課題と考えます。

(事務局)

「徴収猶予の特例制度」については、令和3年2月1日に納期限が到来する県税までが対象であり、申請期限が終了しております。その後は、既存の猶予制度を柔軟かつ適切に運用することになっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により猶予制度がどの程度活用されるか不透明な状況であります。

目標の立て方について、現行の沖縄県行政運営プログラムにおいては、恣意的な変更を防ぐため、実施期間中途での見直しを行わないこととしておりますが、次期プランでは、状況に応じて、実施期間中途でも目標値の修正が行える方法を取り入れられないか検討したいと考えております。

## ○実施項目23「未収金の解消」について

(佐藤会長)

債権番号1～3は、現今の経済情勢で、平時と同様の回収方針で良いのか、議論が必要ではないでしょうか。また、債権番号4、5は、双方とも推進状況「順調」とありますが、「課題」では、回収困難な状況が固定化している旨の記載があります。この場合「順調」で良いのでしょうか？

債権番号7が、未収金の整理を終了という結果をもたらした取組内容は、他に応用できないのでしょうか。

(事務局)

本県では、債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的として、令和3年2月議会において、沖縄県債権管理条例を制定したところです。

本条例では、一定の要件を満たした場合に限り知事等が回収見込みのない債権を放棄できる場合について、限定的に定めております。

引き続き、法令等に基づく適切な債権管理や条例活用による債権放棄など未収金解消に向けた取組を推進してまいります。

### 【債権番号1 生活保護費返還金】

生活保護費返還金の未収金に対する取組として、「生活保護費等返還金債権管理マニュアル」に基づき債務者に対し督促状の送付、電話や訪問による催告等を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた所得の減等により返還が困難となった債務者については、その状況に応じて分割納付や履行計画の見直しを行い、債務者の生活に配慮した上で適切な債権管理を行っております。

また、生活保護費返還金においても、適切な債権管理を行った上で、時効の完成した債権については毎年度不納欠損処理を行い、未収金の整理を行っております。

### 【債権番号2 児童扶養手当返還金】

今般の感染症拡大による厳しい経済情勢において、生活に困窮するひとり親世帯による債務の返還は一段と難しくなっていると想定されることから、生活状況等の聞き取りを丁寧に行い、返還計画表の見直しを打診するなど、債務の返還スケジュールに余裕を持たせる方向で回収業務を行ってまいります。

### 【債権番号3 母子父子寡婦福祉資金貸付金】

新型コロナウイルス感染症の影響により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、償還金の支払いについて1年以内で猶予を行っており、引き続き借受人に対し配慮を行って参ります。

### 【債権番号4 農業改良資金貸付金】

進捗状況については、回収業務の取組み強化に努めたことから、令和2年度末目標

額（297,332千円）を達成しております。また、母数である未収金総額が減少するなか、対前年度比で収入額（+315千円）が増加、収入率（+0.6%）も増加していることから「順調」としたところです。

**【債権番号5 小規模企業者等設備導入資金貸付金】**

未収金については、収入未済額の目標額の達成状況や回収不能債権の処理などを勘案し、推進状況を「順調」としております。なお、回収困難債権については民間債権回収会社へ債権回収業務を委託するなど未収金の回収を継続的に進めているところであり、引き続きマニュアル等に沿った債権管理に努めてまいります。

**【債権番号7 損害賠償金（県営住宅）】**

各債権により、不納欠損処理が可能となる事由は異なるものの、債権番号7と同様の債権については、対応が可能ではないかと思慮する。

※債権番号7と同様の債権

不法行為による損害賠償請求権に基づく債権であり、旧民法下（令和2年3月31日まで）において時効が到来しているもの。

**○実施項目24「観光振興を目的とする新税の導入」について**

（平良珠代委員）

新型コロナウイルス感染症拡大状況を考慮し、「やや遅れ」はやむを得ない。ただ、ワクチン接種が進み、社会不安が取り除かれると、観光産業は一気に回復することが見込まれるので、制度設計やシステムの構築は、今、この時期に進めていく必要があると思われる。

（小林委員）

2020年度実績欄に「関係業界から導入廃止の陳情書が提出された」との記載があり、とても残念でならない。県内の観光業はコロナ禍を乗り越えれば、必ず日本で一番早く復活すると信じている。

だからこそ、新税の導入は廃止ではなく、延期とする県の判断に賛成である。

来るべき「県内観光業の復活の日」に向けて、今後もより良い制度設計を目指し、関係者の理解促進に努めて、新税導入を実現してほしい。

（事務局）

観光目的税は、沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る観点から、観光関連団体等との意見交換を重ねながら、その導入に向け検討を進めてきたものであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、観光産業は世界的に多大な影響を受けており、令和3年度までの導入を目指していた時期と比べ、全く異なる状況となっております。

県では、宿泊業をはじめとする観光関連産業への支援策や観光危機管理対策にも活

用できる財源のひとつとして、同税の導入は必要であると考えておりますが、その導入に向けた取組や時期については、沖縄観光を取り巻く情勢の変化を適切に把握するとともに、引き続き観光関連団体等との意見交換を密に行い、検討していきたいと考えております。

## ○実施項目25「県単補助金の見直し」について

(佐藤会長)

県単補助金の総数、終期設定がある補助金数が記載されていると全体像が分かりません。2020年に、目標値を大きく上回る実績が可能であった理由や、2021年目標値が低い理由は何でしょうか？

(事務局)

今後、県単補助金等の総数等も併記させていただきます。

なお、現行プログラム策定時の調査対象要件に合致した補助金等数が605件、そのうち見直し対象が120件（廃止32件、終期設定62件（H30:16件、H31/R1:18件、R2:9件、R3:19件）、縮小29件）となっております。

2020年に目標を大きく上回った主な要因は、終期設定補助金を前倒して廃止したこと（2件）、縮小としていた補助金を廃止したこと（1件）等であります。

2021年目標値が低い理由は、現行プログラム策定時、設定終期を令和3年度とした補助金等額が小さかったことによります。

## ○実施項目26「県有財産の総合的な利活用の推進」について

(佐藤会長)

長寿命化工事取組率が目標、実績とも非常に低い値ですが、「今後、大規模改修や更新の需要が集中的に増加することが見込まれる」という状況下で、将来見通しがどのようなかを知りたいです。

(事務局)

長寿命化改修工事を行う施設の選定にあたっては、劣化度調査や改修規模、施設管理者の意見などを踏まえて選定し対応しております。

そのため実績値（面積規模）は下回っていますが、改修工事の実施については順調に対応しているところです。

さらに令和2年度に策定された各施設の個別施設計画（162計画）を踏まえ、令和3年度に「沖縄県公共施設等総合管理計画」を改訂することとしており、トータルコストの縮減や平準化を図りつつ、各施設において計画的に修繕、改修、更新等を推進していくこととしております。

## ○実施項目27「県立病院の経営安定化」について

(佐藤会長)

未曾有の医療危機の中、経営安定化が後景に退くのは致し方ないと考えます。琉球政府以来の医師確保努力を、今後も続けることが出来るよう、また今般浮き彫りになった、離島県立病院強化の必要性など、コロナ禍後も見越した長期的な取組をお願いします。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、病院経営を取り巻く環境が大きく変化しており、今後も経営面に多大な影響を生じさせることが懸念されますが、県立病院は、公的医療機関としての役割を踏まえ、救急医療・高度特殊医療・小児周産期医療・災害時医療・感染症医療等の実施、医療従事者の養成研修など、医療提供体制の充実を図るため、専攻医養成事業等で医師の育成に取り組むとともに、専門医派遣事業や北部地域及び離島緊急医師確保対策基金等の医師確保事業を活用することで、今後も安定的な医師確保に努めてまいります。

## ○その他

(大城郁寛委員)

1. 全項目のうち3項目が「やや遅れ」と評価されているが、その原因はコロナの蔓延によるものであり、仕方ないと思われネガティブに評価する必要はないと思われる。
2. 様式1のシートにおいて、(R2)の実施計画と(R3)の取組項目がほぼ同一の項目が多数みられる。懇話会の名称が「・・・行財政改革」となっているため、年度をまたがって実施計画が同一だと改善、改革を図ろうとしていないのではないかとの印象を与える。業務の改善、改革には
  - ① 計画期間における実施計画に大きな変更はないが、注力(努力、工夫)の度合いを高めることで業務の改善を図る
  - ② 業務のやり方そのものを変更して改善を図る(例えば、外務委託を行うようにする)

の2つがあるのではないかと思います。

そこで、①に当てはまる実施項目については様式1を作り変えて、取組項目の欄ではプラン中の実施計画を記載し(コピーはしない)、活動指標の欄で、プラン中の各年度の活動指標を設けて、経年的に活動内容を確認し評価を行うようにしては如何でしょうか。

(事務局)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大による環境変化が大きく「やや遅れ」となりましたが、今後は新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら、目標達成に向け業務に

取り組んでまいります。

2. 沖縄県行政運営プログラムにおきましては、業務内容やその性質上、計画期間において大きな変更のない取組もありますが、年度をまたいで同様の取組を計画している実施項目は、取組の経過とともに効果が向上するように成果指標を設定する等、漫然とした取組とならないようにしております。

たとえば、実施項目15「職員の健康管理の充実・強化」につきましては、新健康管理システムを活用し健診事業管理を実施することとしておりますが、成果指標を「検診結果における「要医療」判定者の病院受診率」としており、H30:45%、R1:50%、R2:55%、R3:60%と徐々に効果が発現する目標値としております。

なお、次期プラン（第9次行財政改革プラン）においては、活動内容の見せ方等、検討していきたいと考えております。

### （三 刀 屋 委 員）

沖縄県行政運営プログラム推進管理表と財政情報（公会計情報）の関わりについて（全般的事項）

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国・地方の財政状況は一層厳しいものになっており、公会計情報を行政評価にも活用し、財政の効率化・適正化を図ることが期待されています。行政運営プログラム推進管理表の作成における県財政情報の活用についての検討状況をご説明ください。

### （事 務 局）

財政情報（公会計情報）については、①住民一人当たり資産額、②歳入額対資産比率、③有形固定資産減価償却率、④純資産比率、⑤住民一人当たり負債額、⑥基礎的財政収支、⑦住民一人当たり行政コスト、⑧受益者負担の割合について公表しております。

沖縄県行政運営プログラムにおける実施項目においては、進捗管理や成果指標の設定などに財政情報（公会計情報）の活用は行えておりません。今後は、財政情報の活用方法について、情報収集してまいります。

成果指標については、実施項目の達成状況を評価しやすいよう定量的に示したのですが、より分かりやすい新たな指標の提案があれば、次期プラン策定と合わせ、引き続き検討していきたいと考えております。

### （平 良 珠 代 委 員）

特別徴収義務者の負担軽減のため、計算手続の簡素化と押印の廃止、電子申告を可能にする等を実施していただきたい。

### （事 務 局）

県税事務においては、eL TAXによる電子申告等の実施のほか、自動車税関係のワンストップサービス、法人県民税等に係る地方税共通納税システム等が順次導入され、税務手続の電子化推進による納税義務者等の利便性の向上に取り組んでおります。

また、行政手続における押印見直しについては、令和3年3月までに、申告書など

税務事務における各種様式の押印を廃止したところです。

引き続き、納税義務者の利便性向上及び特別徴収義務者の負担軽減に取り組んでまいります。

(石原委員)

今年度の実績については、コロナの影響で大きく遅れが出たのではないかと想像していたが、目立った大きな遅れは見当たらなかった。成果としては評価したいが、

- ① 職員の時間外労働の問題も報道等で見受けられ、職員への長時間労働が懸念される。
- ② 負担が集中している部署には、優先順位の低い業務を省略できるならば、実行してほしい。
- ③ 現場職員の健康及びメンタルヘルスの維持こそが持続可能な行財政に必須である。

(事務局)

- ① 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急的な業務に対応するため、職員の長時間労働は増加している状況です。この様な状況に対応するため、職員の兼務発令や臨時的任用職員等の採用強化、業務継続計画による業務の見直し等の改善策に取り組んでおり、今後も引き続き過重労働とならないような体制を整えていきたいと考えております。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策業務の実施に当たっては、本務職員に加えて、職員の兼務配置や動員で対応しているところですが、対応業務の加速的な追加や対応期間が長引くなか、職員に負担が生じている状況です。このため、新型コロナ対応の必要人員の確保と職員の負担軽減の双方の観点から、各部等における不要不急の通常業務の休止や縮小等の見直しを積極的に行うよう、令和3年5月21日付け知事名で各部等の長へ通知しております。
- ③ 長時間在課職員等への対応として、超過在課時間が月80時間を超えるなどし産業医による面接の対象となった職員及び所属長に対する産業医の指導などを実施しています。また、保健師が随時相談窓口となって、臨床心理士や専門医による相談、医療機関を紹介する等の取り組みを継続して行ってまいります。

---

## 議題2 新たな行財政改革プラン策定方針について

### ○策定方針全般について

(佐藤会長)

コロナ禍で分かったことは、公＝政府の重要性であり、県民が頼らざるをえない存在としての沖縄県を、いかにして強化できるかが、行財政改革の目的であることをし

っかり認識する必要があります。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症対策に関する業務をはじめ、各種行政課題の解決及び変化する県民ニーズに的確に対応するため、人材をはじめとする行政資源の充実に向けた行財政改革に取り組んでまいります。

(佐藤会長)

二つの目標は、いずれも、最後の拠り所としての県を維持するために必須な取組であると考えます。

スマート県庁の構築は、能率化を進めることで、対人対応が必要なところに、予算と人員を割くことが目的となるべきです。また、県民にとり、アクセスが容易な行政を実現する、という視点を持って頂きたいです。

「持続可能な行政運営の構築」も、人口減少を見据えた、真に県民を支える能力を維持するための方策と捉えるべきです。

(事務局)

基本理念を確かなものとするため、「スマート県庁の構築」及び「持続可能な行政運営の構築」の2つを目標として設定しております。

ICTの活用により能率的な業務体制を構築し、質の高い行政サービスを提供してまいります。また、社会情勢に応じ、組織の見直しや適正な職員配置を行う等、柔軟な組織体制の構築に努めてまいります。

(佐藤会長)

コロナ禍がいつ収束するかが不明な中、日々の対応に忙殺されつつ、長期的な計画を編成することは困難ですが、今は、何のための県、行政なのかを改めて認識する機会と捉えて、第9次プランの策定に臨んで頂きたい。その意味で、一年後倒しの策定スケジュールは適正なものと考えます。

(事務局)

第9次行財政改革プランの取組をより確かなものとするため、その策定を令和4年度まで延長し、策定方針で掲げる理念を達成するために効果的な実施項目を検討してまいります。

また、策定方針の内容については、現時点では基本としつつも、新たに生じた課題があれば、対応する取組を積極的に取り込んでまいります。

(大城郁寛委員)

二つの目標設定について、賛同します。「スマート県庁の構築」については、その内容を提案しようと考えていました。

実施項目の考え方についても、強く賛同します。今までは色々な項目が取り上げられその評価に職員が苦勞していたのではないかと考えられます。重点的に取り組む必要がある項目を選び、それに職員のエネルギーを注力することが望ましいと思います。また情勢の変化によって、実施期間中でも取り組むを追加できるようにすることも、提案の通り必要だと思えます。

(事務局)

今後見込まれるデジタル社会の到来に向け、デジタル技術を活用し能率的な事務の推進体制を構築することにより、より質の高い行政サービスの提供に努めてまいります。

また、第9次行財政改革プランにおいては、社会情勢の変化に適切に対応できるよう、取組項目の追加設定を可能にする等、柔軟に対応できる計画にしたいと考えております。

実施項目等の内容については、より効果的と思われる取組等の提案があれば、検討していきたいと考えております。

(三刀屋委員)

- (1) 行財政改革の基本理念について、今回「多様な」を付け加えた経緯をお聞かせください。
- (2) 二つの目標「スマート県庁の構築」について、他団体においても「スマート県庁」を称した業務効率化の活動は従前から行われていますが、県としてその定義及び求めるあるべき姿を検討されていればその内容をお聞かせください。
- (3) 「持続可能な行政運営の構築」について、持続可能な行政運営についても、県としてその定義及び求めるあるべき姿を検討されていればその内容をお聞かせください。また、官庁会計の大原則として、収支のバランスが取れているのは当然のことですが、あえて目標に掲げる場合、別の表現の検討が必要であると思えます。
- (4) 「スマート県庁の構築」と「持続可能な行政運営の構築」の順序について検討の経緯をお聞かせください。
- (5) 目標に定量的な指標を採用することで、行財政改革の基本理念の実現に向けた方向性と実効性をより高めることができると考えますが、ご検討をお願いします。

(事務局)

- (1) 時代の進展に伴い、県民ニーズは、量に加え質も増していると認識しております。第9次行財政改革プランでは、より丁寧に対応していくことを明確にするため、「多様な」を明記しております。
- (2) 具体的な定義は定めておりませんが、ICT利活用の総合計画となる「おきなわICT総合計画」に記載されている「ICTによる行政サービス向上と業務効率化」、「利便性の高い行政サービスの提供」等、ICTを基盤とした業務・働き方の効率化を追求する姿をあるべき姿と考えております。また、今後のDX推進の議論を踏まえた実施項目の選定も検討しており、令和3年4月に新設したデジタル社会推進課と連

携し「スマート県庁」の目標達成に向け、実効性のある計画を策定します。

- (3) 具体的な定義は定めておりませんが、今後予想される人口減少を見据え、これまで以上に収支のバランスを意識する必要があると考えております。また、収支バランスのみではなく、今般の新型コロナウイルス感染症による業務量増加を教訓とした人材育成及び柔軟な組織体制の整備も必要不可欠と考えています。これらの課題に対応し、行政サービスの提供を維持することがあるべき姿と考えています。

現行行財政改革プランにおきまして、「収支のバランスがとれた持続可能な財政マネジメントの強化」を基本方針の一つとして掲げており、第9次プランにおいてもこれまでと等しく重要な課題と認識していることから目標に掲げておりますが、今後の策定作業において、より良い表現の有無について検討してまいります。

- (4) 二つの目標については、特に優先順位等はなく、基本理念を実現するために並列的に設定したものです。
- (5) 実施項目の成果指標については、達成状況を評価しやすいよう定量的に示しておりますが、目標においても達成状況の把握に必要なより分かりやすい指標の提案があれば、検討していきたいと考えております。

### (三 刀 屋 委 員)

実施項目について、プラン実施期間の途中でも新たに必要となった取り組みを追加できるようにする考え方は望ましいことであると考えます。その場合、その必要性を識別する方法や検討に責任を持つ部門及び手続きを検討されていまして、お聞かせください。

### (事 務 局)

実施項目の追加等について、具体的な手続は今後検討してまいります。第9次行財政改革プラン策定と同様に、関係課の状況や懇話会の意見を踏まえ、行財政推進本部において追加項目又は終了する項目の決定を行うものと想定しております。

### (三 刀 屋 委 員)

2つの目標に対して実施項目の割り付けのバランスが欠けているという印象も持ちました。それぞれの実施項目の内容が大きく概念的のものと個別具体的な項目になっていることが原因ではないかと思われ。今回はプラン策定まで猶予期間があるので、見直しの絶好の機会ではないかと考えます。

### (事 務 局)

ご指摘のとおり、「持続可能な行政運営の構築」と比較し、「スマート県庁の構築」に関する実施項目が少なく記載されております。

今後の策定作業を通じて、デジタル技術を活用した取組の検討・細分化・追加等を行ってまいります。

(小 林 委 員)

『スマート県庁』という耳慣れない言葉に多少の違和感を覚えた。

検索すると徳島県や千葉県にはその名のついた課や室もあるようで、行政マンには流行の言葉かもしれないが、一般人にはまったく馴染みのない言葉である。

単純に『県庁業務のデジタル改革』とした方が県民に分かりやすいと思うが、流行語を使いたいのだと理解しました。

他県に倣って、本県でも「スマート県庁推進室」等を新設し、本目標に取り組む計画があるのかご教示下さい。

(事 務 局)

県では、今後のデジタル社会の到来に対応するため、今年度より「デジタル社会推進課」を企画部に設置しております。

当該課と連携し、「スマート県庁の構築」の目標達成に向け、ICT技術を活用した取組を推進していきたいと考えております。

(富 原 委 員)

デジタル技術の活用は多方面において、課題解決につながる重要なテーマですが、スマート県庁を構築することが目標というよりも、このツール活用もひとつの重要な手段として用い、いかに効率的な生産性の高い組織を構築するかが重要だと考えます。

効率的な生産性の高い組織の構築が、質の高いサービス提供はもちろん、だれもが働きやすい環境を実現できる組織であり、新たな振興計画実現の原動力となりSDGsを推進する施策といえるのではないかと考えます。

(事 務 局)

ICTの活用による能率的・効率的な業務体制の構築により、生産性が向上し、質の高い行政サービスの提供が可能になると考えております。これらの取組により、「スマート県庁の構築」という目標が達成され、もう一つの目標である「持続可能な行政運営の構築」の取組と併せて、新たな行政資源の創出が図られるとも考えております。

創出された行政資源を活用し、新たな振興計画やSDGsの推進等、各種行政課題に取り組むとともに、第9次行財政改革プランの理念である「多様な県民ニーズ」に的確に対応してまいります。

(富 原 委 員)

アフターコロナの世界はこれまでの延長線的なものではなく、根本的な見直しが必要とされています。

そのためにも広く知恵を集める事が必要であり、プランが固まったあとの公表・パブコメ募集ではなく、早い段階から庁内の職員のみなさんや、県民のみなさんの、声を集める場面をつくっていくことが必要だと考えます。

(事 務 局)

今後本格化する策定作業において、庁内及び県民の意見を取り入れる適切な方法がないか、検討してまいります。また、より良い手法の提案等があれば検討します。

(石 原 委 員)

計画策定期間の延期は方針の通りでよいと思う。

重点目標も現況の行財政において、適切なものになっていると思う。

(事 務 局)

第9次行財政改革プランの取組をより確かなものとするため、その策定を令和4年度まで延長し、策定方針で掲げる理念を達成するために効果的な実施項目を検討してまいります。

また、策定方針の内容については、現時点では基本としつつも、新たに生じた課題があれば、対応する取組を積極的に取り込んでまいります。

以上